

武器輸出ルール見直し 与党密室協議・議事録も非公表

殺傷武器輸出解禁は「死の商人への道」

安保3文書に基づく、武器の輸出ルールを定めた「防衛装備移転3原則、運用方針の見直し」の検討をすすめている自公与党の協議は、年内とりまとめの大詰め段階となっています。

憲法に関わる武器輸出ルールを密室協議で

この与党協議は4月に始まり、11月17日18回目、初回から非公開、議事録も公表されない密室協議です。しかも、政府は「与党で協議中」を理由にして国会での説明を拒んでいます。国民には何の説明もないまま、憲法問題につながる武器輸出の拡大が進もうとしています。

殺傷武器の輸出“できる”に解釈変更

この密室協議がすすむなかで、いつのまにか与党も政府も従来説明してきた「殺傷能力のある武器は“輸出できない”」との解釈を“輸出できる”に変更してしまいました。（下図を参照）

その理由は、単に運用方針が輸出を認めた5類型に“殺傷武器は含まない”との記述はない、だから現状でも“輸出できる”と言い始めたのです。

政府・与党内の手続きだけで見直しが可能

「防衛装備移転3原則」は閣議決定、その「運用指針」は「国家安全保障会議決定文書」で法律ではないため、国会審議を経ることなく、政府・与党内の手続きのみで見直しが可能です。国際紛争を助長しかねないとして武器輸出を制限してきた政府方針の大転換につながるにもかかわらず、

次期戦闘機共同開発の枠組みと、各国の共同開発品輸出の現状



国民の議論なしに、政府・与党だけで結論を出すなど許されません。

共同開発武器の第三国への輸出を可能に

協議のなかで、政府は他国と共同開発した武器を、日本から直接第三国に輸出できるように見直す考えを示しました。念頭にあるのは、英国、イタリアと開発を進める次期戦闘機です。

現行ルールでは、共同開発・生産する相手国への武器技術や部品の輸出はできるが、日本から第三国への直接輸出はできず、共同開発国が第三国に輸出する場合も日本の事前同意が必要です。

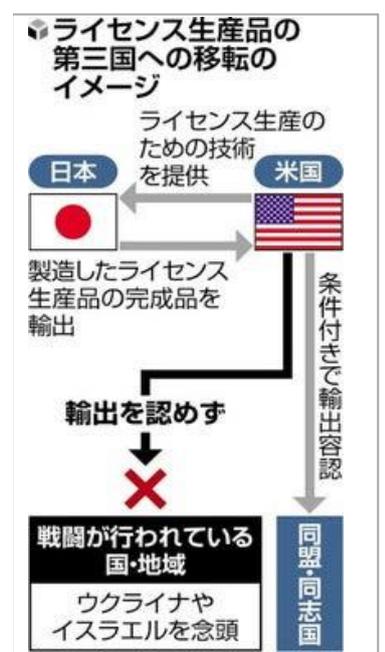
「ライセンス生産品」の輸出

協議では、他国企業の許可を得て日本国内で製造した「ライセンス生産品」のライセンス元の国への輸出の解禁を巡り、その輸出先から第三国への移転は「戦闘が行われている国・地域」を除外するとの方向が示されました。

現行ではライセンス元の米国への部品の輸出

のみが認められていますが、協議では部品が完成品か問わず、ライセンス元への輸出の解禁と、そのライセンス元の範囲について検討するとしています。

他国の人を殺傷することにつながる「殺傷武器の輸出解禁」によって我が国が「死の商人国家」へ転落することを、許容することはできません。



非公表の与党協議後の説明 殺傷能力のある武器の輸出に関する 政府、与党の説明の変遷

公明党 浜地雅一氏

昨年11月
(殺傷能力のある)自衛隊法上の武器の輸出は国際共同開発・生産に限定されている(ので共同開発以外は輸出できない)と政府から説明があった

今年6月
運用指針で輸出できるとしている5類型に(殺傷能力のある)自衛隊法上の武器が含まれない(ので輸出できない)との解釈は確定していない

土本英樹 防衛装備庁長官

今年4月 国会で
移転(輸出)を認め得るのは5類型に限定され直接人を殺傷することを目的とする防衛装備の移転が該当することは想定されていない

浜田靖一 防衛相

今年6月 記者会見で
運用指針の5類型は(殺傷能力のある)自衛隊法上の武器に当たるか否かを述べたものではない